

草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会
第2回全国大会

マイナンバー

その保護と活用



愛称：マイナちゃん

個人情報保護委員会事務局
総務課長 松元 照仁

平成28年2月16日

本日の概要



- 1 マイナンバーとは？
- 2 マイナンバーの仕組みはどうなってるの？
- 3 マイナンバーカードって便利なの？
- 4 マイナポータルって何に使うの？
- 5 マイナンバーの保護は大丈夫？
- 6 個人情報保護委員会って何を行うの？
- 7 個人情報保護法の改正で何が変わるの？
- 8 おわりに

マイナンバーとは・・・



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知
される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

その使い道は・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



平成28年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→社会保障関係の手続

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

税務署等に提出する書類への記載など
→税務関係の手続

被災者生活再建支援金の支給など
→災害対策に関する手続

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

マイナンバーで 何ができるの？

役所にある住民情報を
より正確かつ効率的に
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で
より正確な所得把握ができるように
なり・・・

○社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる

○真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べる

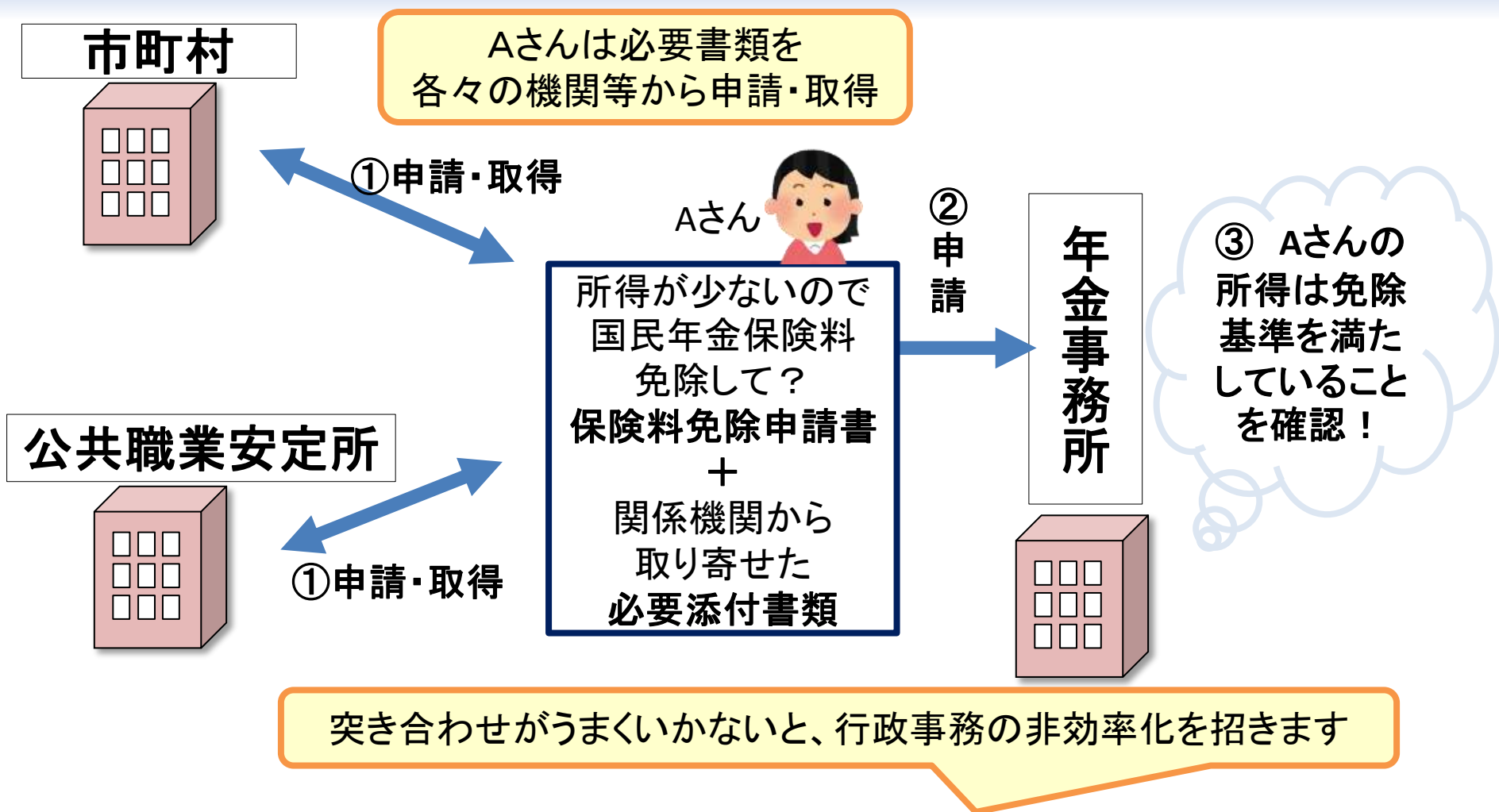
また、

○被災者台帳の整備などに活用して災害対策にも役立つ

役所の業務改革が進み、住民サービス向上の期待も！

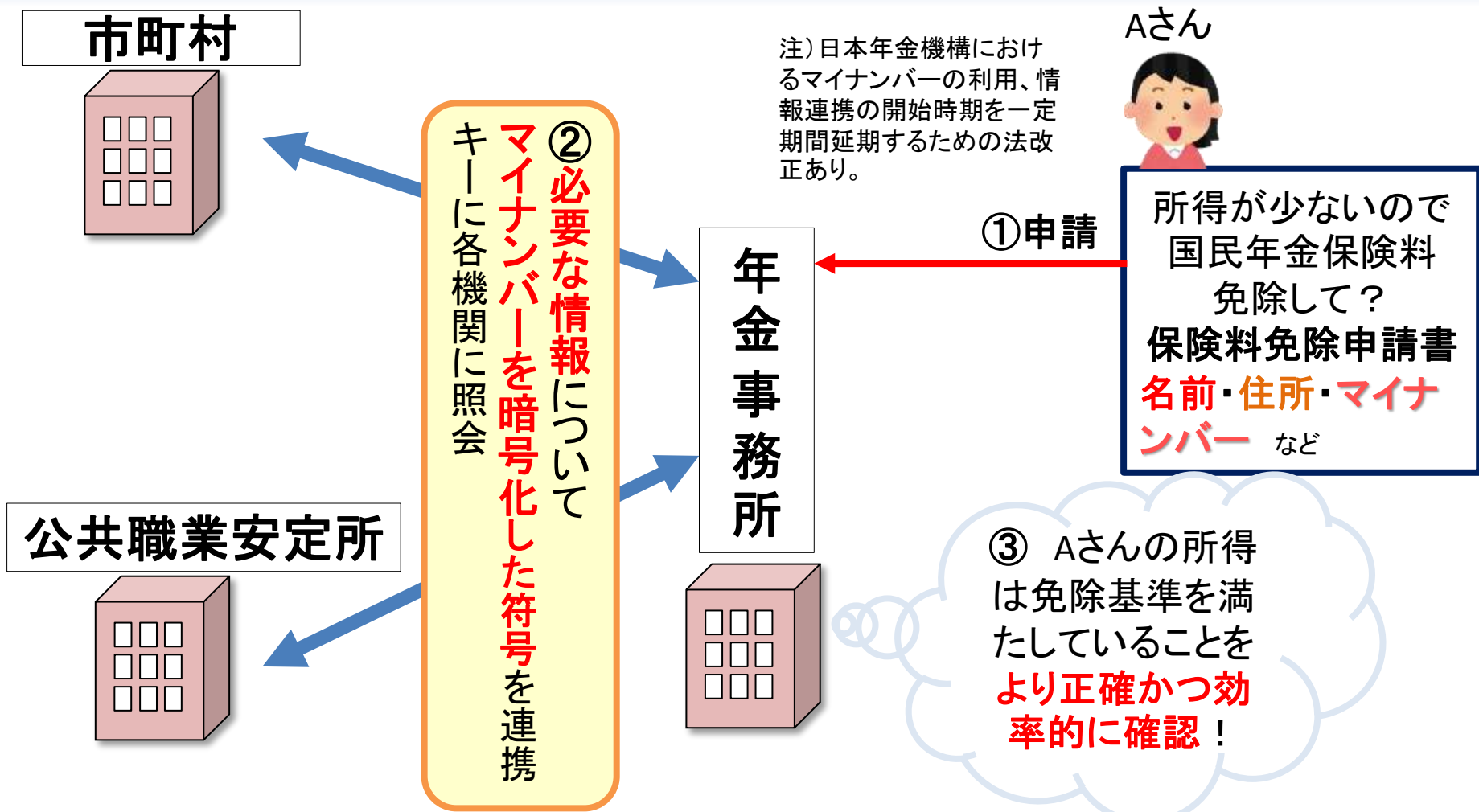
たとえば！

役所の事務（現在）



でも、**名前**や**住所**って変わりますよね？

役所の事務（マイナンバー導入後）



名前や住所が
変わっても、

マイナンバーは原則、変わりません！

主要諸国の番号制度

								
	ドイツ	イギリス	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国
制度の名称	納税者番号制度	国民保険者番号	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の番号	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与
身分証明書 (カード等)	eIDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	国民IDカード (2006年に導入された が、生体認証情報を含 む個人情報の一元管理 による人権侵害を危惧 されたため、2010年廃 止)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を充たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)
利用範囲	税務	税務、社会保険、年金 等	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務など 計26の業務分野で情報 連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID 年金、医療、税務など

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したものと、納税者番号制度を記載。

マイナンバー制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

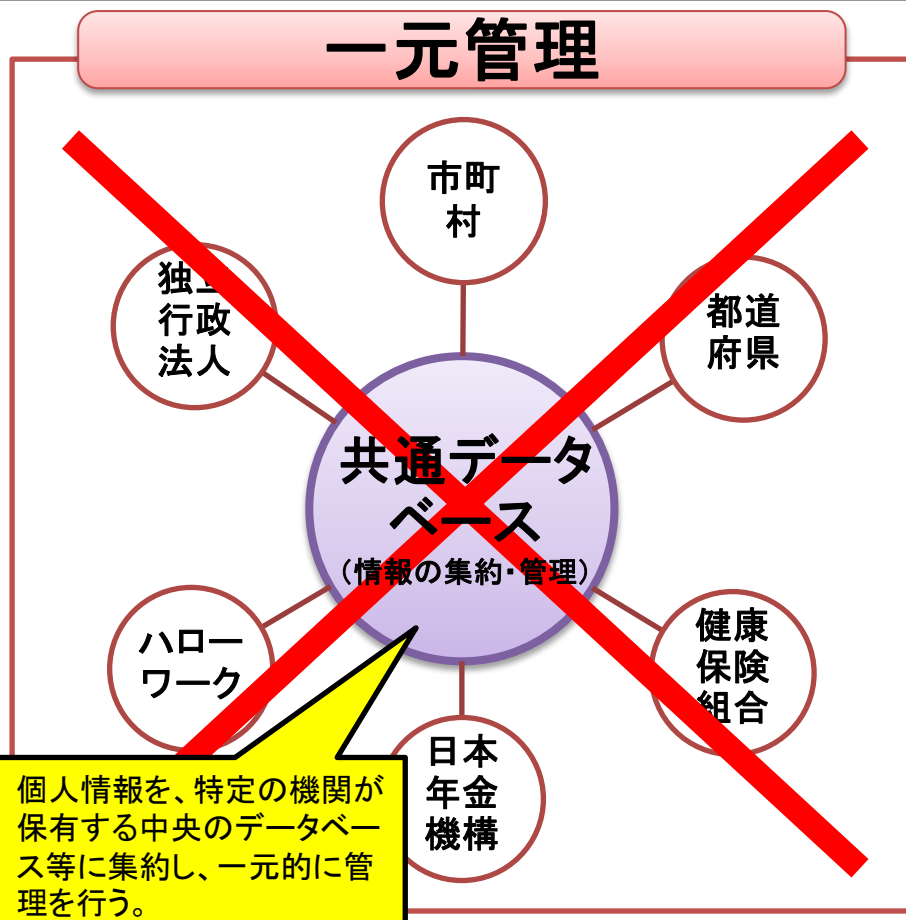


マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

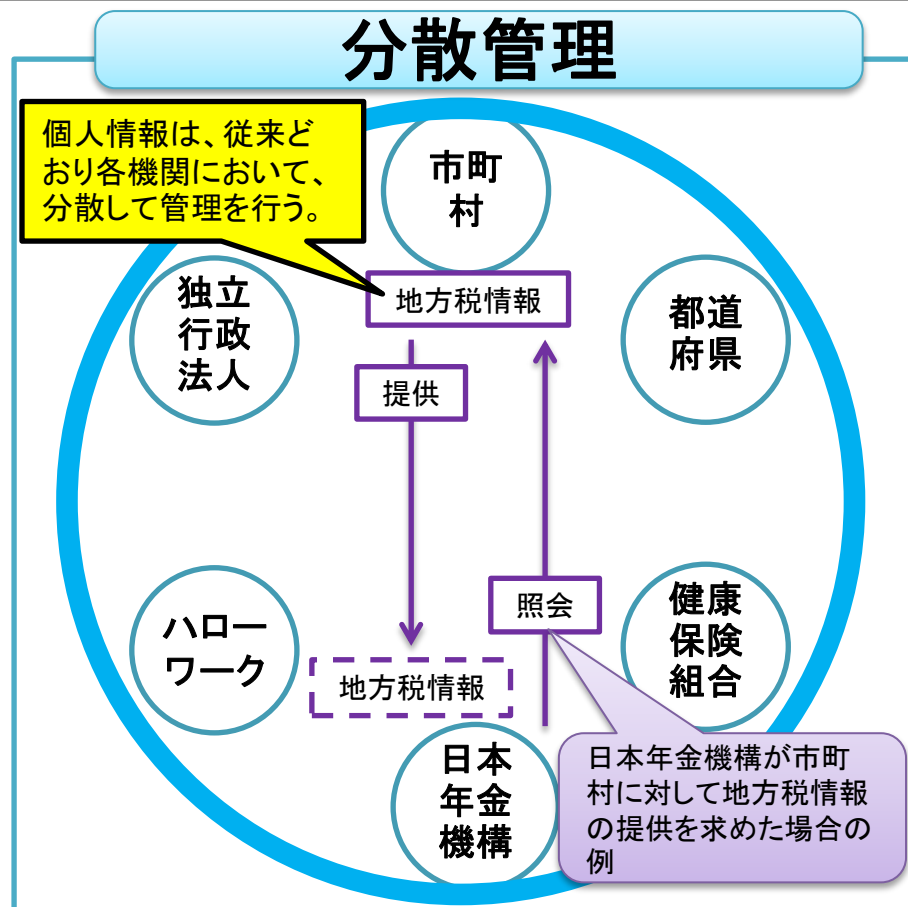
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

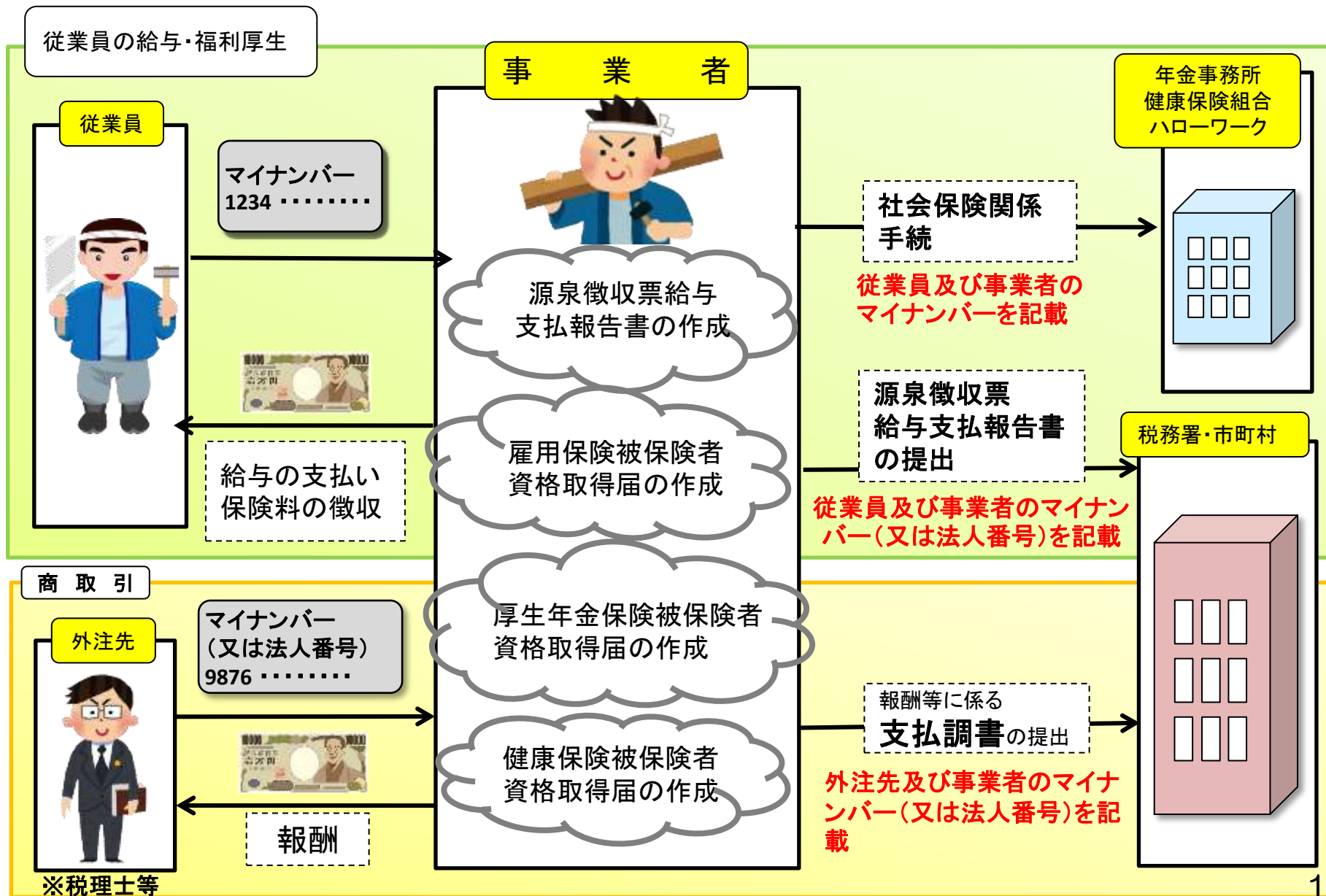
一元管理



分散管理



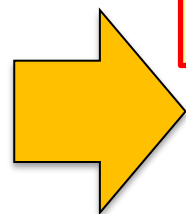
マイナンバーはこんな時に使います



税や社会保障関係の書類に マイナンバーの記載欄が加わります

👉 (例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入前



マイナンバー制度導入後

「控除対象配偶者」及び
「控除対象扶養親族」の
マイナンバー等を記載

「支払を受ける者」の
マイナンバーを記載

「支払者」のマイナンバー
又は法人番号を記載

※ 用紙の大きさが従来のA6サイズからA5サイズ
に変更されています。

(注) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用
と本人交付用がありますが、本人交付用には、
個人番号及び法人番号は記載しません。

新様式になる手続書類のほとんどは、
マイナンバーを記載する箇所が増えるだけだよ！



マイナンバーの利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇
生年月日 〇年〇月△日
性別 男
氏名 番号太郎
住所 △県〇市〇町1-1-1

【通知カード】

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

マイナンバーを通知

マイナンバーカード交付申請

マイナンバーカードの交付

【マイナンバーカード】

- 希望する者に対し、市町村長が交付。
- 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
- カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

(表面)

(裏面)

高等学校等就学支援金申請手続きの際に番号を提示

住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

高校生

年金事務所

住民票、課税証明書の添付を省略可能。

厚生年金の裁定請求の際に番号を提示

国民健康保険加入手続きの際に番号を提示

退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

退職

従業員やその扶養家族の番号を源泉徴収票に記載し、市役所や税務署に提出

児童手当の認定請求の際に番号を提示

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

子育て

扶養家族の番号を会社に提示

国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

結婚

アルバイト先や会社に番号を提示

奨学金の申請の際に番号を提示

大学生等

就職

情報連携により国民の負担軽減が実現します。

マイナポータル

自己情報
表示機能

お知らせ情報
表示機能

情報提供等
記録開示機能

ワンストップ
サービス

インターネット



マイナンバーカードによる
公的個人認証

※機械的な読み取り+パスワード入力
(個人番号は用いない)



個人

個人情報
保護委員会

H28.1.1 設置



情報照会・提供
機関に対する
監視・監督など

情報提供ネットワークシステム
(コアシステム)

情報提供記録

機関別符号A

コアシステム



【主な機能】
○要求に応じて機関
ごとに機関別符号
を生成
○機関別符号同士の
紐付け
○情報提供を許可

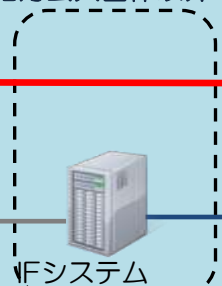
機関別符号B

機関別符号生成要求

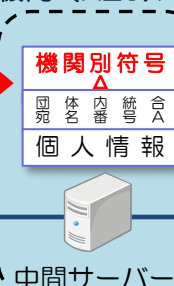
H29.1 運用開始予定

政府共通NW
LIGWAN等

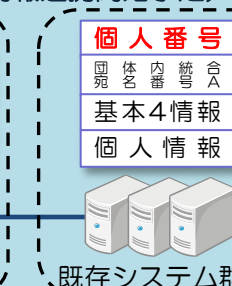
地方公共団体以外の機関 (H29.1 情報連携開始予定)



IFシステム



中間サーバー

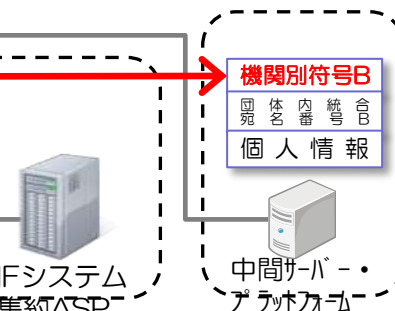


既存システム群

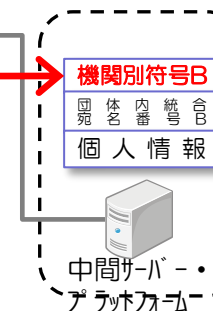


住基連携用
サーバー

市町村が付番

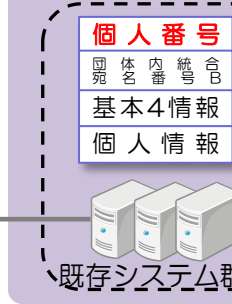


IFシステム
集約ASP



中間サーバー
プラットフォーム

地方公共団体 (H29.7 情報連携開始予定)



既存システム群



住基CS
又は都道府県サーバー

地方公共団体情報システム機構 (H26.4.1 設立)



住基全国サーバー

○機関別符号生成要求
○個人番号等照会



マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！

マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

マイナンバーカード



マイナンバーカードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに！

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能に！

マイナンバーカードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニ

でも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



予防接種のお知らせなど個人に合った情報が届きます。

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



将来的には、引っ越しなどの届出がパソコンでまとめて！

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

ところで・・・

マイナンバーカードってなに？



マイナンバーカードとは・・・

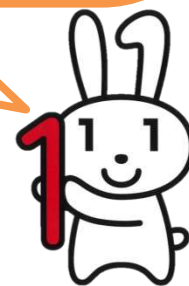
表面に
氏名、住所、生年月日、性別、
顔写真
裏面に
マイナンバー等が記載され
ICチップが搭載された
プラスチックのカードです！



マイナンバーカードは、

- ・自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面
- ・さまざまな本人確認の場面

で利用することができるカードです。



例えば、

こんな使い方も想定しています

各種民間オンライン取引/口座開設

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引での利用が想定されてます

コンビニなどで証明書を取得

住民票の写し・印鑑登録証明書などの公的な書類を取得できます

医療保険の資格確認のための利用を検討

安全・安心に利用できるの？
本当に便利になるの？



マイナンバーカードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。

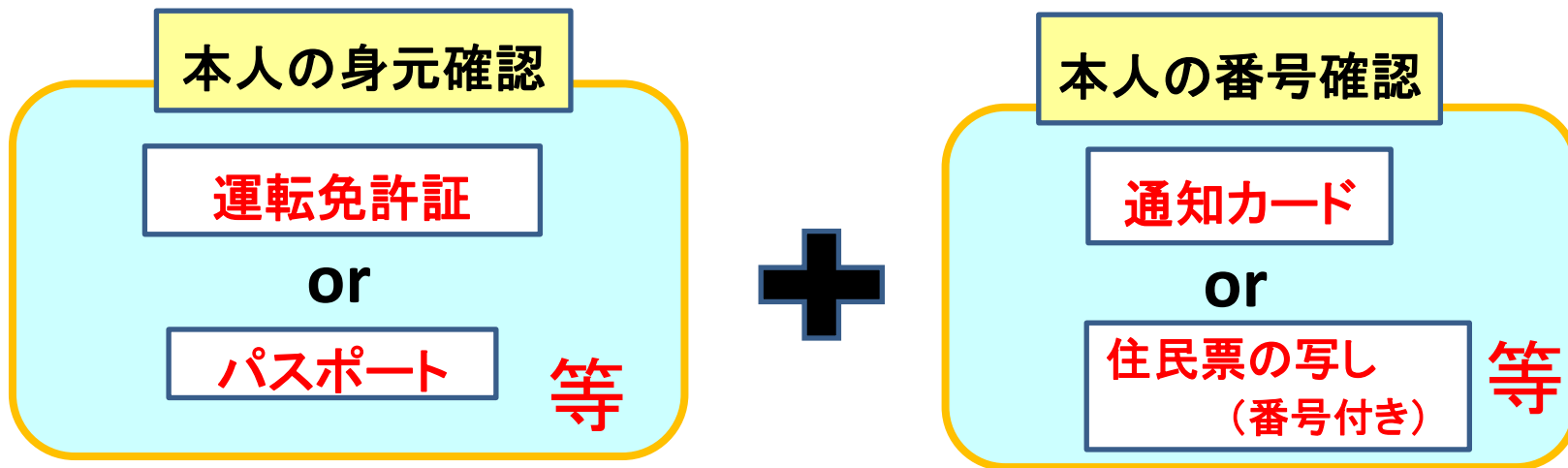
万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日コールセンターで対応します。

顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

マイナンバーを記載した書類を提出する際、
義務付けられている本人確認が
マイナンバーカードなら1枚で完了

ちなみに、マイナンバーを記載した書類を提出する際、
通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務



マイナンバーカードを取得すれば、
マイナンバーを提供するときに、
複数の書類を用意する必要はないよ。

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示
国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に順次拡大する予定

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

他のサイトとのID連携、データ連携

マイナンバーの利用や提供は、 皆さん一人ひとりに関係します。

例えば、マイナンバーは、

- ・ 年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、公営住宅への入居申請その他社会保障制度
 - ・ 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
 - ・ 日本学生支援機構への奨学金の申請
- 等に関する手続に利用します。

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

役所の社会保障や税の担当者以外にも、

- ・ お勤め先、アルバイト先
 - ・ 口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社 等
- から、社会保障や税の手続のために聞かれた場合には、マイナンバーを提供する必要があります。

※税務署等に提出する書類に支払先のマイナンバーを記載する必要があります。

知らない会社から、電話などでマイナンバーを聞かれることはないよ！



でも、どこか不安ですね。

個人情報の漏えい対策は大丈夫？

他人が私のマイナンバーを使って「なりすまし」被害にあったらどうしよう＞＜

国に個人情報をなんでも
一元管理されてしまうんじゃないの？

プライバシーはきちんと守られるの？

なりすまし

ご安心ください！

マイナンバー制度では、
国民の皆様の意見をできる限り反映して、
安心・安全な仕組みとしました。

制度面

- ・法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の**利用・収集は禁止**しています！
- ・マイナンバーを収集する際には**本人確認**が義務付けられています！
- ・**第三者機関**が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します！
- ・法律に違反した場合、従来に比べ**罰則を強化**しています！

システム面

- ・個人情報**は、今までどおり**分散して管理します！
つまり・・・年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署で。
特定の機関が一括所有することはありません。
- ・情報にアクセスできる人は**制限・管理**されています！
- ・**行政機関間の通信は暗号化**されます！

事業者が注意すべき4つのポイント ①取得

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！
これ以外では「取得できない」ということを知ってください！

利用目的は
きちんと
通知又は公表！

法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。

“源泉徴収票・給与支払報告書に
マイナンバーを記載して提出します”

マイナンバー取得時の
本人確認は厳格に！

マイナンバーを取得する際は、
他人のなりすまし等を防止するため、
厳格な本人確認を行う必要があります。

従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を税の手続きで事業者に提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります



マイナンバー取得の際の本人確認では、 マイナンバー（番号）の確認と身元確認を行います。

マイナンバー（番号）の確認



マイナンバーカード

通知
カード

or

住民票
（番号付き）



等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



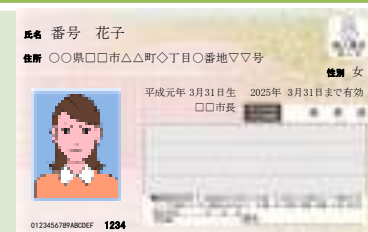
等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

等

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元（実存）確
認書類は要しない

身元の確認



事業者が注意すべき4つのポイント ②利用・提供

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

事業者は**社会保障・税**に関する**手続書類**に**従業員等のマイナンバー**などを記載して、**役所に提出！**

注意

利用目的以外の利用・提供はできません！

どんな利用・提供の場面があるの？

雇用保険関係

だと… 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 等

健康保険・厚生年金関係

だと… 健康保険被保険者資格取得(喪失)届 等

税関係

だと… 源泉徴収票、給与支払報告書 等

社員番号や
顧客管理番号と
しての利用は
仮に社員や顧客の
同意があっても
できません！



事業者が注意すべき4つのポイント ③保管・廃棄

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

必要がある場合だけ保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です！

雇用関係

健保・年金関係

税関係



必要がある場合に限り、
保管し続けることができます！

- ・翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合
- ・所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

- ・作成事務を処理する
必要がなくなった場合
- ・保存期間を経過した場合

➡ 速やかに廃棄・削除

廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングするなど「保管体制」を今一度確認してみよう！



事業者が注意すべき4つのポイント④安全管理措置-1

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

マイナンバーをその内容に含む個人情報を漏えいしたり、失くしたりしないために、**今から**できること！

親方さんの家では……

組織的安全管理措置

取扱責任者



事務取扱担当者



担当外の
従業員等



事務取扱担当者を明確にして、担当者以外の従業員等がマイナンバーを取り扱うことが無いように

人的安全管理措置

適切な教育



わかったわ！

マイナンバーは適正な取扱いを行わないとな！
母ちゃん、従業員にもちゃんと教えないとな！

事業者の事業内容や規模に応じて対応してください！

事業者の対応例

物理的安全管理措置



シュレッダーで廃棄



カギ付棚等に保管

技術的安全管理措置

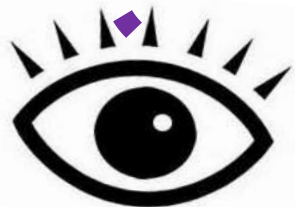
事務取扱担当者を
決め、他の人は
情報にアクセスで
きない仕組みを！

ウイルス対策ソフト導入・更新
アクセスパスワードを設定



人事・給与担当

事務取扱担当者以
外からむやみに覗
き見されない座席
配置等の工夫



みんなのマイナンバーや個人情報をきちんと守るために、これまでの体制を見直して対応したぞ！

ありがとうございます。
宜しくお願いします！

信頼関係

既に情報漏えい対策を行っている
事業者さんも多いはずですよ。

しかしながらマイナンバーの取扱いは、
個人情報保護法よりも厳格な保護措置をとるように規定されて
いますのでもう一度、対策の見直しをお願いします！



事業者のためのマイナンバー 準備スケジュール（例）

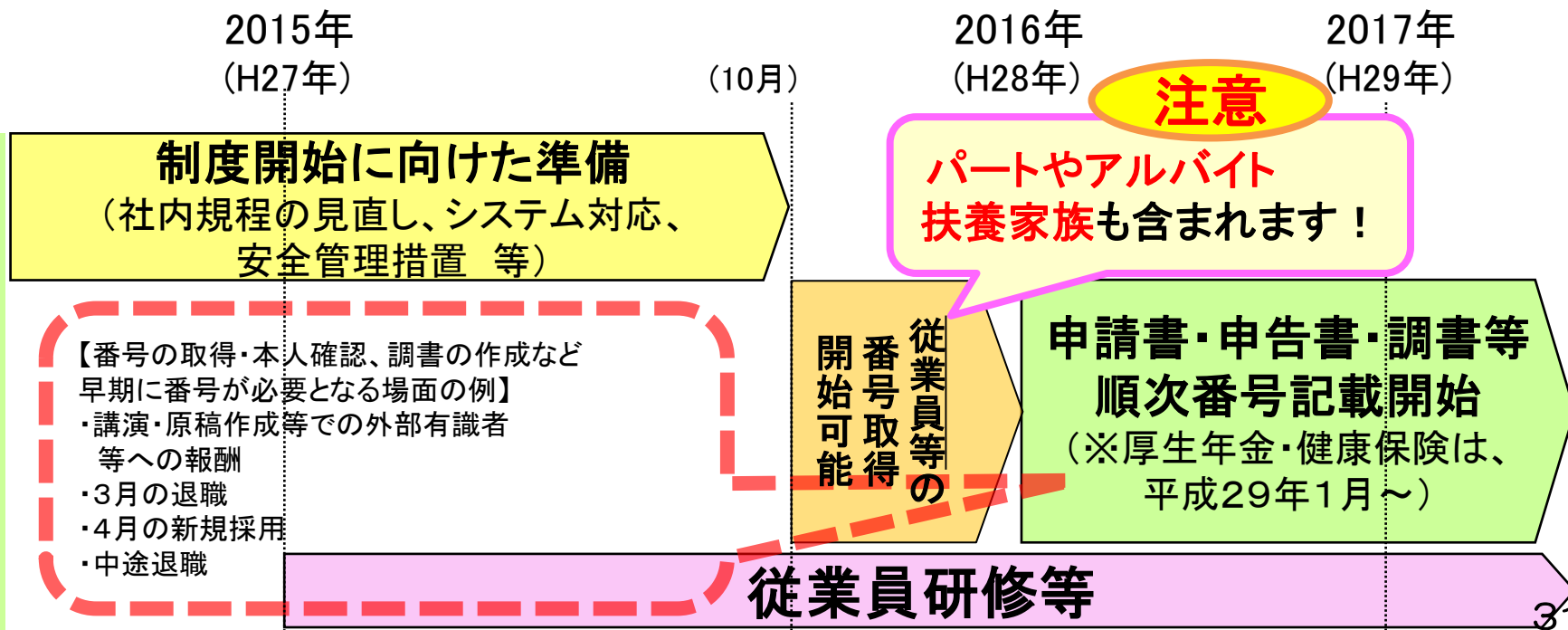


準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう！
- ②利用スケジュールを確認！
→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう！
- ③マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう！

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

事業者の対応



個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

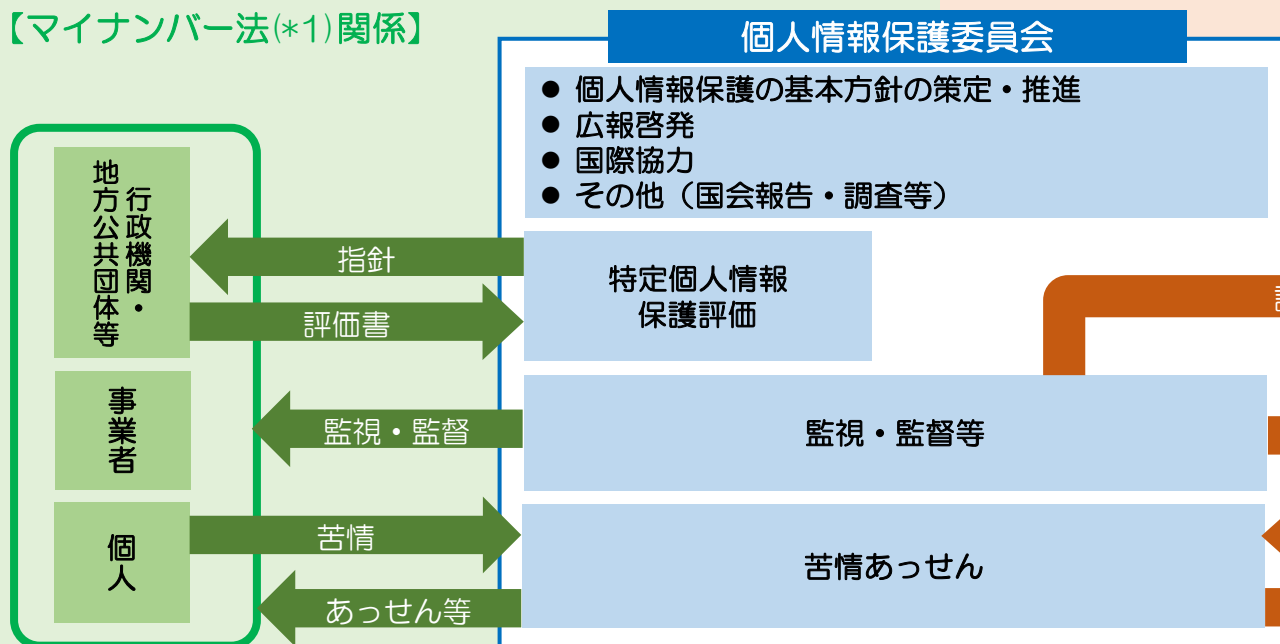
任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

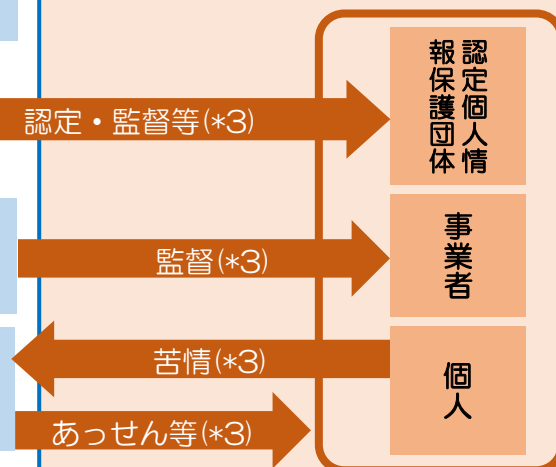
- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

【マイナンバー法(*1)関係】



【個人情報保護法(*2)関係】

※行政機関・地方公共団体における個人情報の取扱いは、各々「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び各地方公共団体の条例によって、それぞれ定められている。



(*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(*2) 個人情報の保護に関する法律

(*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。

制度改革の背景及び課題

2003年「個人情報保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

10余年が経過



消費者、事業者等の環境変化に応じた法改正は一度もなし。その間、以下のような問題が顕在

1. 情報通信技術の発展によるグレーゾーンの拡大

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となった

⇒ **消費者はプライバシー保護の観点から慎重な取り扱いを求める一方、事業者はどのような措置をとれば十分な利活用ができるか判断できない**

2. 所管の縦割りにより柔軟な対応ができない

現行法において、法所管は消費者庁、法執行は主務大臣制をとり事業分野ごとの27分野38ガイドライン（13省庁）

⇒ **情報通信技術の発展による新たな事案への対応や、分野を横断した案件に対して柔軟な対応ができない**

3. 事業活動のグローバル化などの環境変化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代

⇒ **2012年以降、欧米にて制度見直しの検討（EU：EUデータ保護規則案、米国：プライバシー権利章典の法制化）が始まる**

個人情報保護法改正のポイント

1. 定義の明確化等

- ・ 個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・ 要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
- ・ 取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者を対象化
- ・ 個人情報データベース等から権利利益侵害の少ないものを除外

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・ 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
- ・ 利用目的の変更を可能とする規定の整備

3. 個人情報流通の適正を確保（名簿屋対策等）

- ・ トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・ 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
- ・ 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・ 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・ 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

5. 請求権

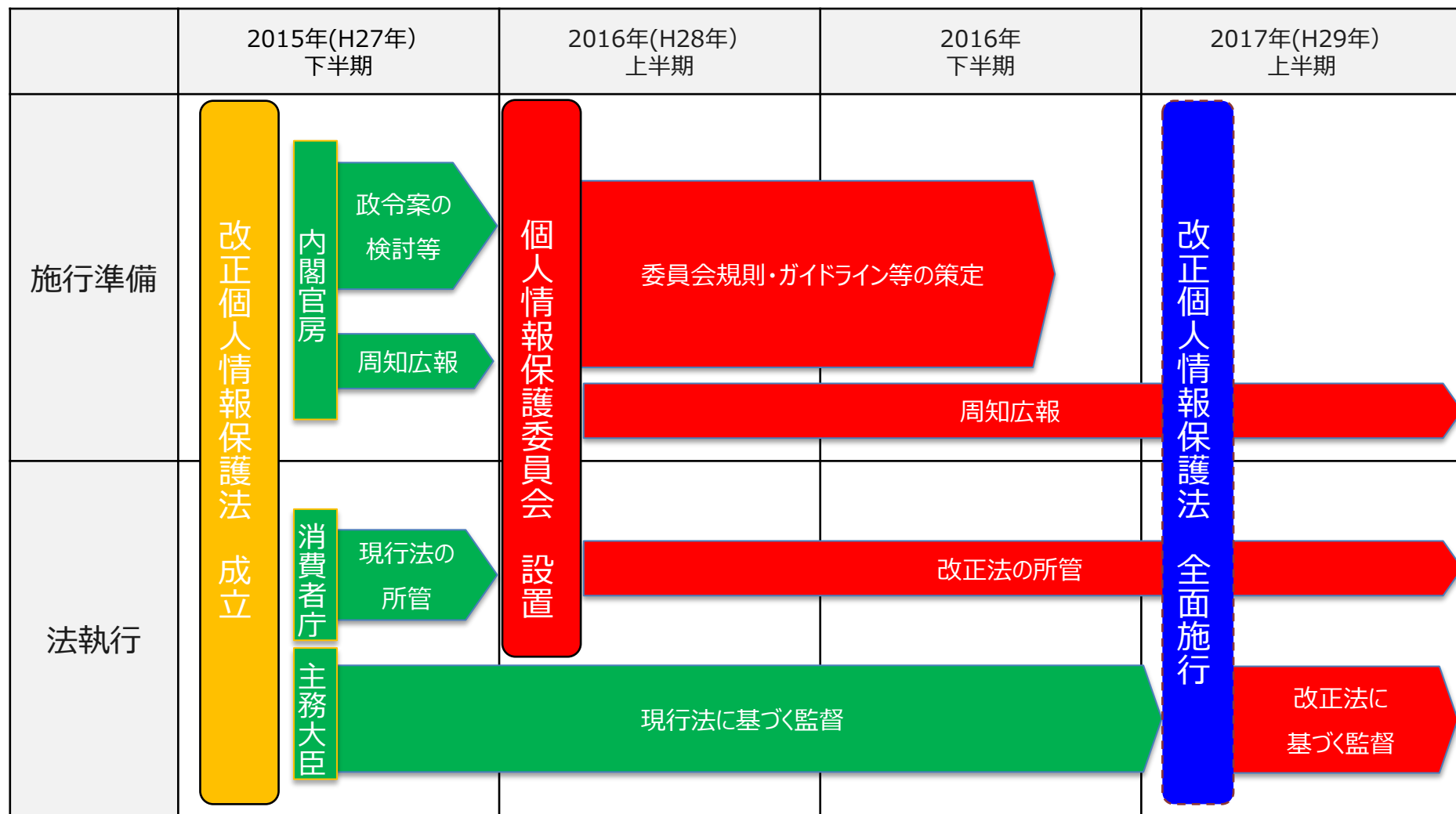
- ・ 開示、訂正及び利用停止等請求権があることを明確化するための規定の整備

6. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・ 個人情報保護委員会を新設し、**現行の主務大臣の権限を一元化**

⇒赤枠のみ平成28年1月1日施行（青枠は公布（H27.9.9）から2年以内に施行）

施行スケジュール案



H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内
に施行

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成二十五年四月二十日
平成二十五年五月三十一日
法律第二十号
公布

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知・公表

個人番号の
通知

申告書・法定調書等への法人番号の記載

マイナンバーカードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
・年金に関する相談・照会 (注)
- 税分野
・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
・被災者台帳の作成

(注) 日本年金機構に
おけるマイナンバー
の利用、情報連携の
開始時期を一定期間
延期するための法改
正あり。

情報提供ネットワークシステム、
マイナポータルの運用開始

システム構築

システム
要件定義・調達

調査研究

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

工程管理支援業務

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始。
※ハローワークシステム
は2017年7月からの情報連携
となります

個人情報保護

委員
国会同意

委員
国会同意

委員
国会同意

委員会規則の制定

特定個人情報の取扱い
ガイドラインの策定
(事業者編、行政機関等・
地方公共団体等編)

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価
指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

番号制度に関する周知・広報

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)

マイナンバー	番号の通知	【2016年1月から順次】マイナンバーの利用開始 ・社会保障分野（年金に関する相談・照会※） ・税分野（源泉徴収票等への記載） ・災害対策分野（被災者台帳の作成） 注）日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。	▼【2017年1月から】国の機関間での情報連携 ▼【2017年7月から】地方公共団体等も含めた情報連携 ▼【2018年から】預貯金口座への付番		
		【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置		【★法施行後3年を目途に検討】 社会保障・税・災害対策以外の分野への利用範囲拡大や、民間利用	
マイナンバーカード	交付申請受付開始		（▼【★2018年から段階的運用開始】医療等分野における番号）		
		【2016年1月から】マイナンバーカードの交付 ▼【2016年1月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す ▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討			
		【2016年から順次】公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用	▼【2017年以降】キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討		
マイナポータル	マイナポータルの構築	【2017年7月目途】医療保険のオンライン資格確認システム整備	【2017年7月から】健康保険証としての利用		
			【2017年1月から順次】マイナポータルの運用開始 ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保険料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大	▼【2018年を目途】特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に	
			▼【2017年7月以降】子育てワンストップサービスの検討		
			【2017年1月から順次】情報提供等記録開示システムの運用開始 （情報提供等記録の確認・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス）		